令和6年度江戸川区介護サービス事業所研修

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止

（公益社団）　東京社会福祉士会

社会福祉士　小川久美子

本日の研修

【目標】

・権利擁護及び高齢者虐待防止の基本的な知識を理解する。

・令和6年度制度改正の概要を理解し、高齢者虐待対応を実践する。

【構成】

①権利擁護とは

②高齢者虐待防止法について

③令和6年度制度改定について

～高齢者虐待対応未実施減算～

権利擁護とは
～利用者の権利と支援者の権利擁護～

利用者の権利とは

- サービス利用までの手続き上の権利
  - 情報を得る権利
  - **意見を表明する権利**
  - 選択（同意）の権利
- サービスの水準・質にかかわる権利
  - **適切なサービスを請求する権利**
  - 正当な理由なくサービスを拒否されない権利
  - 拘束・虐待からの自由の権利
  - プライバシーの権利
  - 個人の尊厳にかかわる呼称・性的羞恥心・肖像権
- 財産管理の権利
- **苦情解決・不服申立をめぐる権利**

参考）谷川ひとみ・池田恵利子著『ケアマネジャーのための権利擁護実践ガイド』中央法規、2006

介護や支援を受ける高齢者のおかれがちな状況・状態とは

（１）喪失体験による自己肯定感の低下

・愛しい人との別れ
・家族や友人等に面倒をかける（厄介な自分）
・家庭内や社会の役割がない　　等

（２）介護を受けなければ生活できない：現状

・自分の要望や意向等を我儘である
・「遠慮」「気兼ね」「諦め」を持ちやすい
・自己主張しにくい　　等

（３）認知機能や身体機能の低下

・権利侵害の状況から避難ができない
・権利侵害の事実があったことを伝えられない
・権利行使がしにくい
・複雑な介護保険

対人支援にある者の権利擁護
基本はアドボカシー支援（意思決定支援）

- 意思決定支援の4段階、対象は「人」と「環境（地域）」

【意思疎通支援】

コミュニケーションをとる支援

【意思形成支援】

適切な情報、環境、認識の下で意思が形成されることへの支援

【意思表明支援】

形成された意思を適切に表明・表出することへの支援

【意思実現支援】

本人の意思を日常生活や社会生活において反映することへの支援

『認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドブック』参照

自立した生活と地域社会への包容
権利擁護支援

本人を中心にした支援・活動の共通規範となる考え方

意思
決定支援

対人支援にある全ての者

権利侵害の
回復支援

虐待

消費者被害

高齢者虐待防止法について

高齢者虐待防止法の概要

- 「養護者による虐待」と「養介護施設従事者等による虐待」への対応を規定している。
- 高齢者の虐待解消のみならず、養護者への支援も目的としている。
- 虐待の５つの種類を規定している。
- 養護者による虐待は区市町村・地域包括支援センターが対応し、養介護施設従事者等による虐待は区市町村・都道府県が対応する。
- 国や自治体に「連携強化」「体制整備」「専門的人材の確保」「広報啓発」の責務を規定している。
- 福祉・保健・医療などの関係者には早期発見努力義務・通報義務が課せられている。
- 区市町村には区市町村権限の行使が規定されている。
  「立ち入り調査権」「警察への援助要請」「老人福祉法上の措置の実施」「面会制限」「成年後見の首長申立て」

高齢者虐待防止法

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第二十条　養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義

虐待の種別	高齢者虐待防止法	障害者虐待防止法
１.身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は**生じるおそれ**のある暴行を加えること。	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は**正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。**
２.放棄放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき**職務上の義務を著しく怠ること。**	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、（・・・）**他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置**その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
３.心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は**不当な差別的言動**その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
４.性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
５.経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

「虐待かもしれない」の段階から対応するのはなぜ？

①高齢者の権利擁護の重要性
②虐待の３つの防止（未然・悪化・再発）
③介護する者の介護環境等の改善につながる

高齢者虐待防止のための3つの視点

①予防の視点
・支援者全員が虐待発生要因を知ること
・適切なケアマネジメントの実施
②早期発見の視点
・ハイリスク状態やＳＯＳ発信をキャッチできる
・相談や通報の周知徹底
・困難な事を職員一人で抱え込まない
③チームアプローチの視点
・虐待対応手順の徹底
・発生構造の把握とアセスメント力
・普段からの協働や連携

身体的虐待の具体例

＜暴力的行為＞

・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。

・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。

・本人に向けて物を投げつける。　など

（※）刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為

（高）厚労省マニュアル令和5年3月　P.8

＜本人の利益にならない強制による行為＞
＜代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に取り扱う行為＞

・移乗介助の際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など

＜「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制＞

身体拘束とは

介護保険法に基づいた運営基準上、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」であり、入所者（利用者）の「生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならず、原則として禁止されている。

身体拘束＝本人の行動の自由を制限すること

身体拘束廃止・防止を実現していく第一歩は認識と意識

・身体拘束は高齢者の尊厳を害すること

・多くの弊害をもたらすこと

ⅰ身体的障害：身体機能の低下　など

ⅱ精神的障害：認知症状の進行　など

ⅲ社会的障害：施設・事業所に対する社会的な不信や偏見　など

身体拘束廃止・防止に向けての４つの方針

Ⅰ組織一丸となった取り組みの重要性

施設・事業所の責任者が「身体拘束廃止・防止」を決意し、職員をバックアップする

Ⅱ身体拘束を必要としないケアの実現

入所者（利用者）の心身状態を正確にアセスメントをする

Ⅲ本人・家族・施設や事業所等での共通意識の醸成

入所者（利用者）中心で、全員が議論し、共通の意識をもつ

Ⅳ常に代替的な方法を考えることの重要性

例外３原則、身体拘束を必要とするケースは極めて限定的にする

«令和6年度介護報酬改定»

身体的拘束等の適正化の推進では、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、次の見直しを行う

①【省令改正】

短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務づけるとしました

②【告示改正】

身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算、その際、1年間の経過措置期間を設ける

③【省令改正】

訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける

身体拘束廃止未実施減算

　施設・事業所において身体拘束等が行われていた場合ではなく、居宅サービス基準第１２８条第５項の記録を行っていない場合及び同条６項に規定する措置を講じていない場合すなわち施設・事業所が身体拘束廃止に向けた取り組みを怠った場合に、利用者全員について介護報酬が減算されるもの。（1日当たり10%減算）

減算対象サービス

（地域密着型）特定施設入居者生活介護、
認知症対応型共同生活介護、
（地域密着型）介護保険施設
短期入所生活介護、短期入所療養介護、
小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護

＊上記下線の施設・事業所は令和7年3月31日までは経過措置

身体的拘束へ取り組み

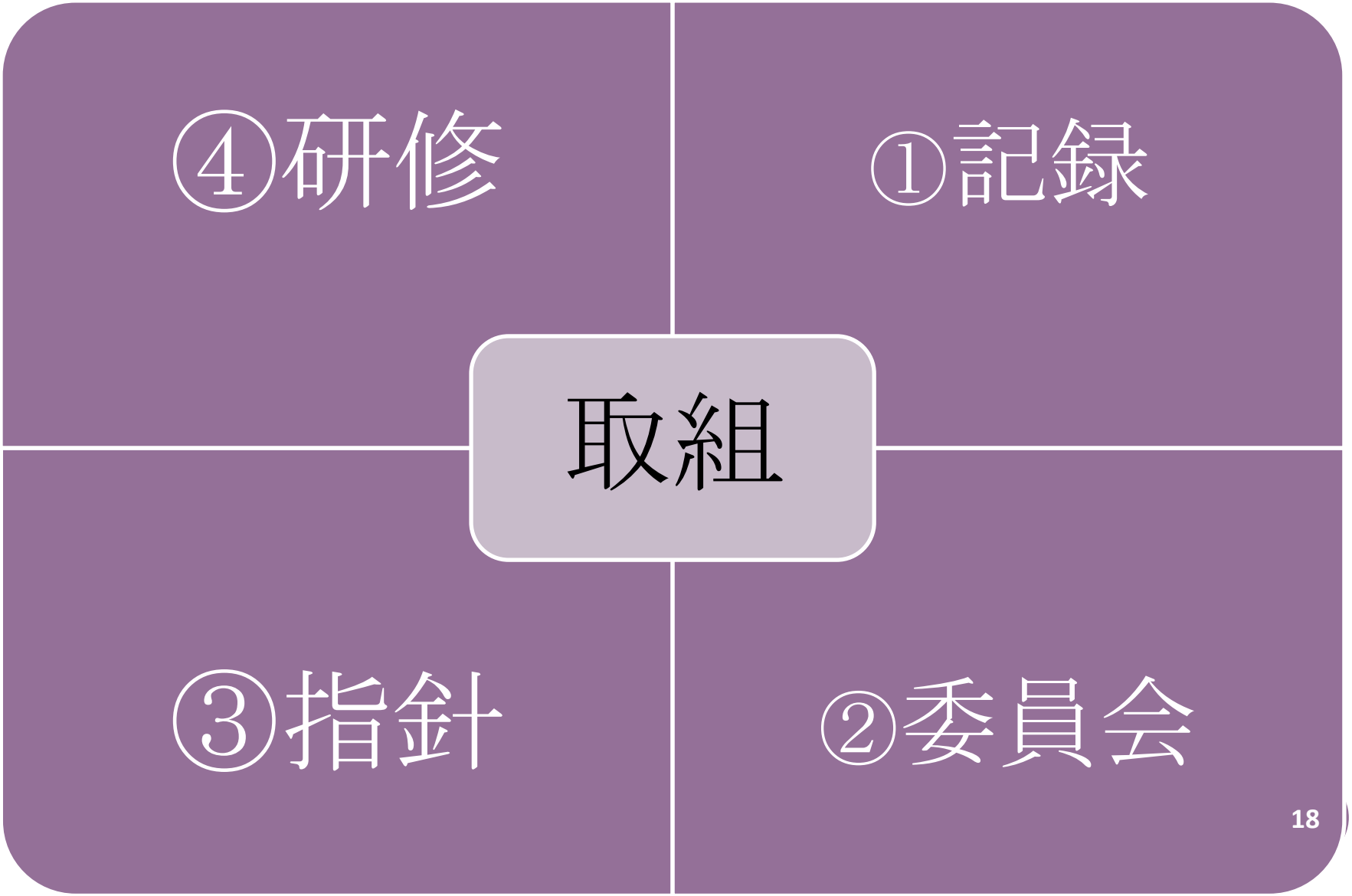

Q「これって、虐待？」

Ⅰ　介護拒否のＡさん、トイレ案内中に足を蹴られそうになったので、蹴り返えしたが、Ａさんの足には当たらなかった

Ⅱ　同性介助中のBさん、急遽、職員が休む連絡が入り、異性職員の入浴介助を説得した。

Ⅲ　仙骨部に皮膚トラブルがあるCさん、現状確認のため患部の写真を撮り、個人台帳に綴った

令和6年度制度改定について
～高齢者虐待対応未実施減算～

【考えてみましょう】
認知症を患う高齢者の心の声を聴く

Q　認知症を患う高齢者が虐待を受けやすいのはなぜ？

【最後のミニワーク】
認知症を患う高齢者の心の声を聴く

Q　認知症を患う高齢者が虐待を受けやすいのはなぜ？

- 私が「やること」「言うこと」等が理解されない

→・職員をいじめているのではないの
　・私が育んだ性格でも習慣でもないの・・・

- 私が「できないこと」「時間がかかること」等が理解されない

→・「どうして出来ないの」と言われても「その理由」がわかってもできないの・はやくできないの・・・

- 私は「自分の意思や意向」を言葉で的確に伝えられない

→・「言葉」は無理でも、嫌なことや怖いことの「感情」はあるのだから手や足で、言葉以外の方法でわかってほしいと動くの

- 私が頑張って訴えても「信じてもらえない」

→・認知症だからと決めつけられてしまうの

令和５年度
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果から（厚労省）

養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

１　相談、通報対応件数

令和５年度、相談・通報件数は、３４４１件、前年度比で６４６件増加した。

２　相談・通報者

「当該施設職員」が最も多く、次いで「施設・事業所の管理者」「家族・親族」

３　虐待の種別

「身体的虐待」が最も多く、次いで「心理的虐待」「介護等放棄「経済的虐待」「経済的虐待

４　被虐待高齢者の状況

要介護状態区分は「要介護３以上」が最も多く１６２８人、「認知症日常生活自立度Ⅱ以上」が７３％を占めた。

令和５年度
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果から（厚労省）

養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況

５　虐待者の状況

年齢は「40~49歳」が最も多く、次いで「50~59歳」、「30歳未満」、「30~39歳」、「60歳以上」。性別は「男性」59.6%で、「女性」37.7%。

６　虐待の発生要因（複数回答）

1位：職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足

2位：職員のストレスや感情コントロールの問題

3位：倫理観や理念の欠如

4位：虐待を行った職員の性格や資質の問題

5位：高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足

７．過去の指導等

過去何かしらの指導等を受けていた施設・事業所は26.4%

高齢者虐待事例から

- 入所施設に勤務する職員は「介護作業に抵抗されて、今日は急病で職員が休んで、忙しくて頭にきて顔面を殴った。」と話す。殴られた利用者Ａさんは頬が赤く腫れて裂傷から出血をしている。

＜考えてみましょう＞

赤枠と青枠を考えてみましょう

取組む・対応すべき課題の捉え方

利用者Aさん
殴られた

☆わかっている事実

課題を明らかに
するためには、
状態・状況確認が
重要

☆虐待を引き起こした
(す)要因で、改善が
必要な状況

どちらも
取組む・対応
すべきこと

☆虐待によって生じて
いる、対応が必要な事
態

⇒虐待が発生している構造が具体的に把握し、優先すべき対応と改善すべき内容が組み立てやすい

運営基準改正における虐待防止規定の創設

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

改正の内容

1　基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2　運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

3　虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
② 虐待の防止のための指針を整備すること
③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

施行期日等

施行日：令和３年４月１日（施行日から令和６年３月31日までの間、経過措置を設ける）

１．地域包括ケアシステムの深化・推進

（１）質の高い公正中立なケアマネジメント

（２）地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組

（３）医療と介護の連携の推進

・在宅における医療ニーズへの対応強化

・在宅における医療・介護の連携強化

・高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化

・高齢者施設等と医療機関の連携強化

（４）看取りへの対応強化

（５）感染症や災害への対応力向上

（６）高齢者虐待防止の推進

（７）認知症の対応力向上

（８）福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

（６）高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

高齢者虐待防止措置未実施減算：所定単位数×１％の減算

＊福祉用具貸与については、３年間の経過措置期間を設ける。
＊居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く

創設された背景は、近年、高齢者虐待に関する通報や判断件数が増加していることから、入所者（利用者）の人権の擁護、虐待の防止等を強化する必要となった

高齢者虐待防止措置未実施減算の算定要件

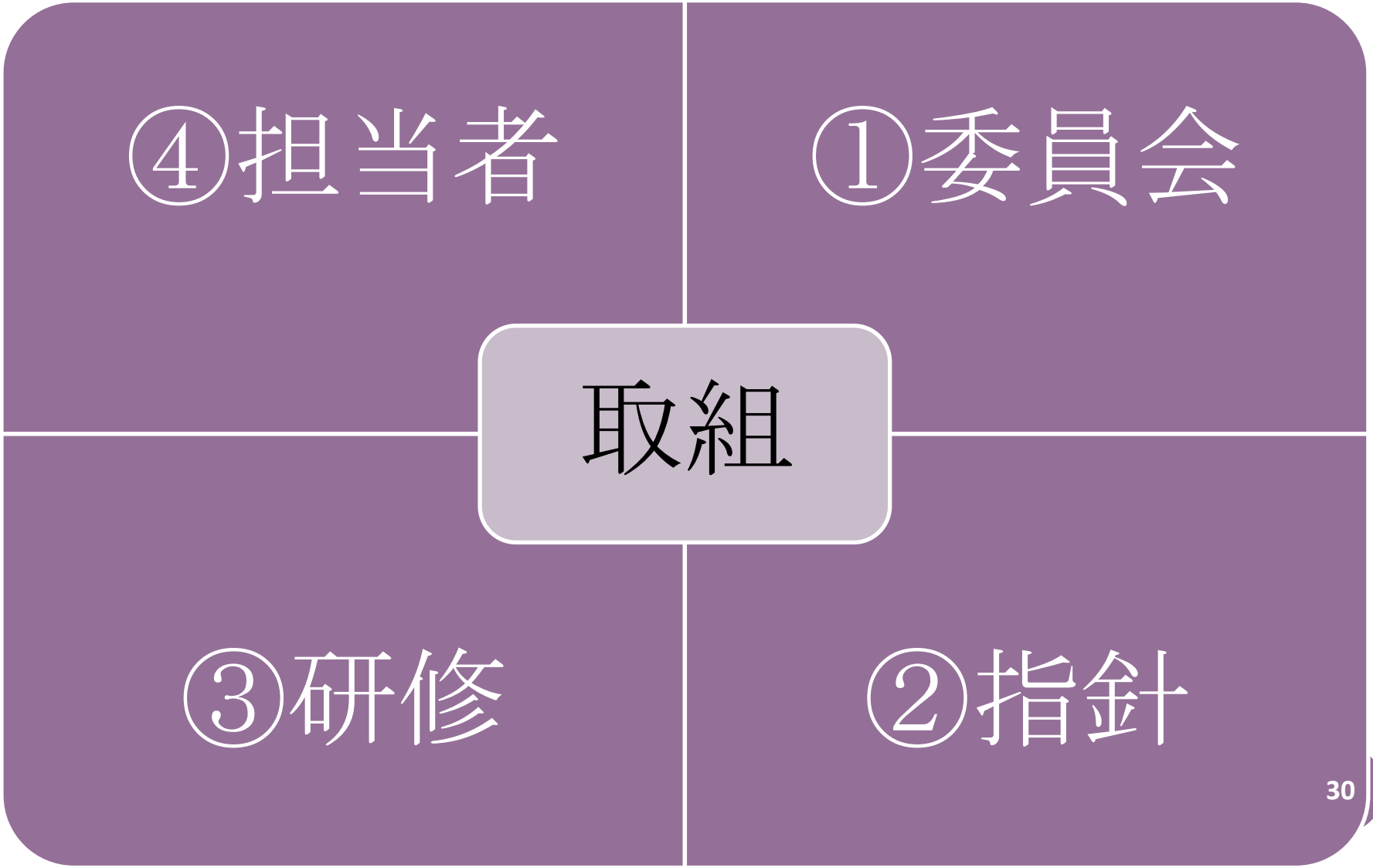

①虐待防止のための対策を検討する委員会の設置

ⅰ設置の目的

虐待等の未然防止・早期発見・再発防止等の対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する

ⅱ構成委員

委員長は○○が務める。委員会の委員は○○と、しせつ・事業所において、構成員を定義する

ⅲ委員会の開催

委員会は年に○回以上開催し、必要時には臨時委員会を開催する

ⅳ委員会の審議事項

「虐待に関する基本理念」「行動規範」「職員への周知」

「指針やマニュアルの整備」「人権意識や研修」

「未然防止・悪化防止・再発防止の取組」

「虐待発生時の対応」「事案毎の虐待の発生要因と再発防止」

ⅴ担当者の選任

担当者は委員会の責任者と同一者が務めることが望ましい

③研修

ⅰ研修計画

・担当者

・目的と研修目標

・テーマ

・受講対象者

・研修時間設定と研修方法と研修会場　など

ⅱ研修の周知

ⅲ研修実施

ⅳ振返り

PDCAサイクル

職場研修のPDCAサイクル

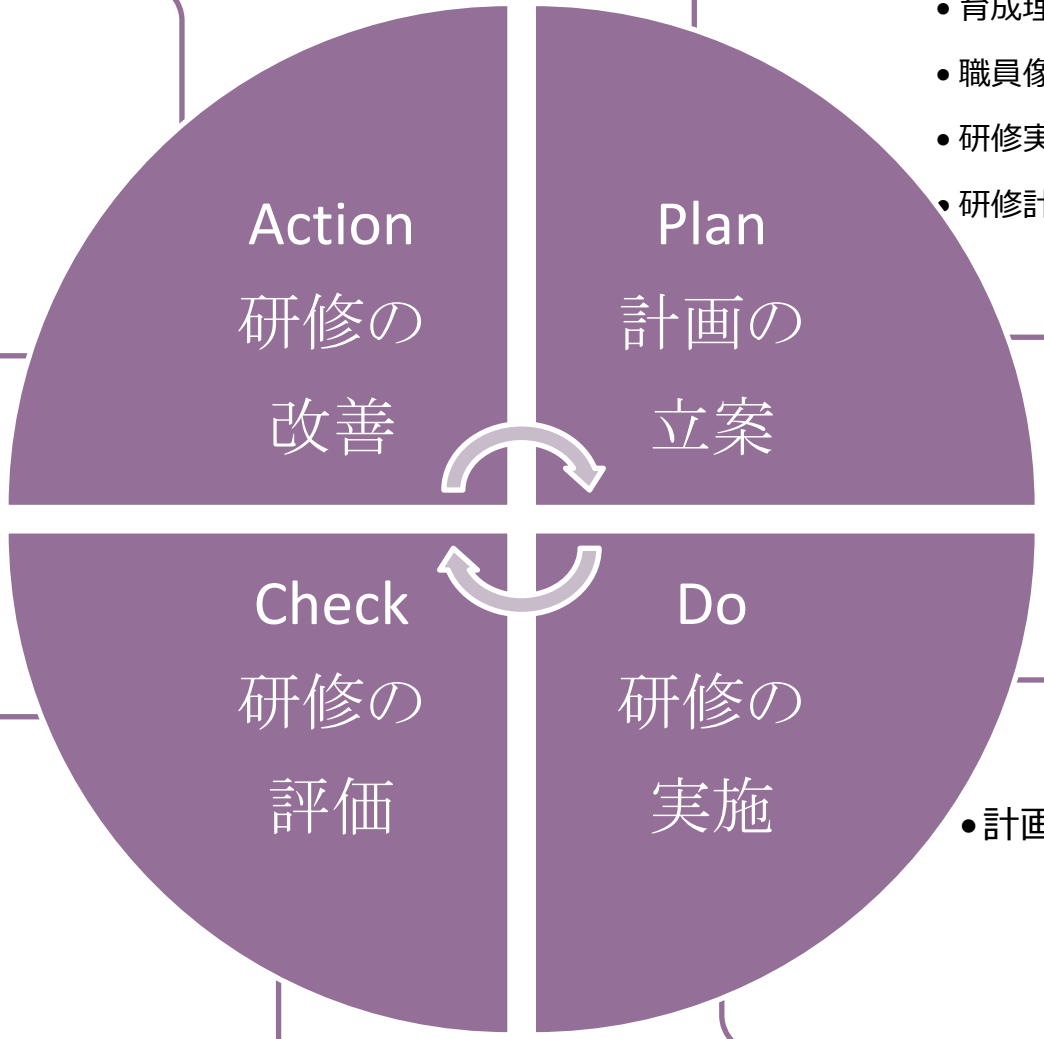

- 次期計画への反映
- 既存研修の見直し
- 新たな研修の創設

- 育成理念
- 職員像の明確化
- 研修実績の整理
- 研修計画

- 研修の効果測定
- 研修活動全体の評価

- 計画的な実施

研修（案）高齢者虐待防止対策

～組織が取組むこと～

◇人材育成と研修受講計画

◇リスクマネジメント

・「苦情対応」
・「アンガーマネジメント」
・「ハラスメント対策」
・「メンタルケア」
・「介護事故」等

＊アンケート：全職員の置かれている現状や実態把握

アンガー（ANGER)とは、
怒り・腹立ち・憤り・憤怒・鬱憤

・怒りは感情表現の一つ

・6種類の代表的な感情

①「喜」よろこび

②「怒」いかり

③「哀」かなしみ

④「楽」たのしみ

⑤「愛」いとしみ

⑥「憎」にくしみ

・①～⑥全ての感情は必要なもの、「怒」を感じることに罪悪感を抱く必要はない、しかし・・・

怒りの裏には本当の気持ちがある

【二次感情】怒り

【一次感情】不安・つらさ・苦しい・痛い
嫌い・疲れた・寂しい・虚しい
悲しい　等

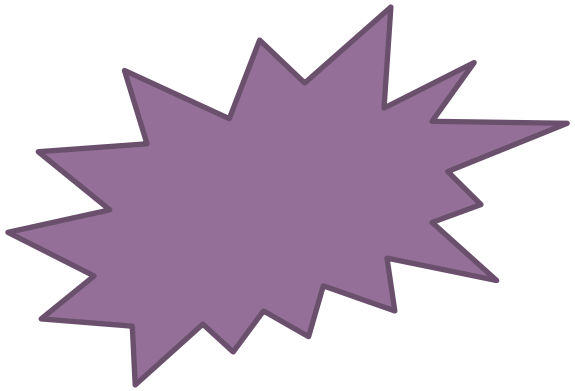

コップに入った水
（一次感情）が押さえきれず
あふれでた水（二次感情）
怒りが出現する。

アンガーマネジメントとは

1970年代、アメリカで提唱・開発された、怒りをコントロールするための手法です。

「怒らない」ことではない、

・「怒らなければならないこと」は上手に叱る

「怒る」と「叱る」の違い

＊「怒る」自分の感情を発散させ、相手にぶつけること

＊「叱る」相手の成長を促すことを目的とする行為

・「怒る必要のない」ものには怒らなくて済むようになること

怒りのコントロール
~怒りの感情との付き合い方~

１．　６秒ルール

・怒りの感情のピークは長くても6秒間！

・6秒数えたりとこの6秒間をやり過ごすこと

・深呼吸やプチ瞑想　等

２．その場を離れる

・「タイムアウト」手法

・差し障りのない理由でトイレに行く、外気に触れる、等

３．コーピングマントラ

・気持ちが落ち着く言葉を唱える手法（おまじない）

・「まあいいか」・・・心の中で自分に言い聞かせる

怒りのコントロール
~怒りの感情との付き合い方~

４．表情フィードバック仮説

・怒っていても、先ずは笑顔を作り怒りを鎮める

・楽しいから笑顔になる→笑顔になるから楽しい　等

５．リフレーミング

・違う角度や視点から考えること

・相手の立場を想像してみること　　等

介護保険法第１条（目的）：尊厳の保持

対人援助職にある者は、どんな困難な状態・状況であっても人間としての尊厳を持ち続けることを支える仕事を担い

ケア現場は「人間の尊厳を護る」最前線である

何らかの支援を必要としている人々に関わる私たちは人の弱さや弱い部分に関わり、個のストレングスに着目し、強さを引き出す仕事であり、その人々の権利を擁護する立場にあると同時に、人の弱さに付け込む強者になってしまうリスクがあることを常に認識しなければならない。

権利擁護に取り組むことは「私たちが『個の尊厳』を支える専門職である」という誇りを取り戻していくこと

ご清聴ありがとうございました。

「入所者（利用者）の笑顔を支える現場の職員」の笑顔をささえるのは組織、本研修が皆様の明日からの仕事にお役にたてれば幸いです。